

WTO協定改正議定書(漁業補助金協定)

背景

- ◆漁業補助金の多数国間での適切な規制により海洋生物資源の持続可能な利用に貢献することを目的として、2001年に世界貿易機関(WTO)ドーハ・ラウンド交渉の一分野として交渉が開始された。
- ◆2022年6月の第12回WTO閣僚会議において、漁業補助金に関する協定をWTO協定に追加するための改正議定書が採択された(2023年2月現在で未発効)。



2022年6月第12回WTO閣僚会議(於ジュネーブ)

主な内容

- ◆改正議定書:WTO協定を改正し、附属書に定める漁業補助金に関する協定を追加することを規定。
- ◆附属書:漁業補助金に関する協定
 - 違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業(IUU漁業)につながる補助金の禁止
 - 濫獲された資源の枯渇を助長する補助金の原則禁止
 - 開発途上加盟国に対する技術援助及び能力開発援助を支援するための任意拠出の資金供与の仕組みの設置
 - 漁業補助金の交付対象である漁業の種類、自国の漁業に関する制度、自国が参加している地域漁業管理機関等の情報の通報、漁業補助金に関する委員会の設置等
 - 本協定発効後4年以内に包括的な規律が採択※されない場合の協定終了

WTO協定

附属書一

附属書一A(物品貿易)

(中略)

●補助金及び相殺措置に関する協定

●漁業補助金に関する協定(追加)

●セーフガードに関する協定

●貿易の円滑化に関する協定

附属書一B(サービス貿易)

附属書一C(知財)

附属書二(紛争解決了解)

附属書三(貿易政策審査制度)

附属書四(複数国間協定)

※交渉の過程で本協定に盛り込まれなかった内容(過剰な漁獲能力につながる補助金の禁止等)について今後も議論を継続し、本協定に盛り込むことに加盟国間で合意の上、採択することを指す。

早期締結の必要性

- ◆本議定書は、IUU漁業につながる補助金の撤廃等を掲げた国連の持続可能な開発目標(SDGs)の達成に資する。加えて、世界的な漁業資源管理の促進及び多角的貿易体制の更なる発展に寄与するとの観点からも本議定書は有意義。
- ◆こうした意義を有する本議定書の早期発効に向けた我が国の姿勢を示すため、また、WTOにおいて議論が行われている漁業補助金に関する協定の包括的な規律の採択に向けて我が国として積極的に貢献するため、我が国として本議定書を早期に締結する必要がある。